

▶子どもたちが遊ぶ砂場を、猫のトイレ代わりにしないのが飼い主のモラル



が落ちている」「猫が砂場にしておしっこが悪臭を放つ」「鳴き声がうるさい」「犬を放し飼いにしている」など、地域社会でのトラブルメーカーとしてとらえられがちです。

はるか昔から私たち人間と共存し、愛され家族同様に扱われる犬や猫が、なぜ社会の問題となるのでしょうか。原因は、本当に犬や猫にあるのでしょうか。

確かにまちの景観を汚し、悪臭を出すもとをつくっているのは犬や猫かもしれない。

しかし、犬や猫も生き物である以上、ふんやおしっこをするのは当然の行為です。

では、どこの犬や猫が道路や砂場にふんやおしっこをしていつているのでしょうか？

野良犬や野良猫でしょうか？

周りを見回してください。道路や公園、そして至るところに『害』をまき散らす野良犬の姿を見かけることは数少ないのではないのでしょうか。

『害』をまき散らしているのは、野良犬などではなく、ペットとして飼われている犬や猫。

そして、その『害』をつくり出しているのは、後始末をしないモラルの欠如した『飼い主』なのです。

※アニマルセラピー…犬や猫など、人間に身近な動物を治療の場に介在させて、治療効果を高めようという治療法。

**動物たちも法によつて守られています**

みなさんは、『動物の愛護及び管理に関する法律』（昭和48年制定）というのをご存知でしょうか。

動物への虐待を防止し、愛護する気風を招来するほか、人への侵害を防止するなど、動物たちを守り、動物たちと共生していくために定められた法律です。

しかし、最近では、動物も命ある生き物であるという認識が薄れ、いわゆるなき虐待が増しているほか、飼い主のモラルの欠如から起こる近隣のトラブルが数多く発生しています。

国では、動物愛護の意識を高め、人と動物がこれまで以上に良い関係を築き、共生していける環境をつくるため、平成12年に同法律を一部改正しました。

**ペット条例ってなに？**

北海道では、『動物の愛護及び管理に関する法律』を推進し、動物愛護精神の普及啓発を図るため、平成13年3月に『北海道動物の愛護及び管理に関する条例』を制定し、今年の10月1日から施行します。

この条例は、通称『ペット条例』と呼ばれるもので、同法律と同様に動物愛護の精神を高め、動物の正しい飼養や健康・安全の保持、人への侵害や迷惑をかけない生活環境をつくり、動物と共生する社会づくりを目指すものです。

同条例では、北海道をはじめ、道民やペットの飼い主、ペットの取り扱い業者などの責務を明らかにし、北海道の生態系の保全や動物愛護精神の高揚、飼い主の遵守事項などについて定めています。

平成12年6月、総理府（現・内閣府）が『動物愛護に関する世論調査』を実施したところ、ペットを飼うことで生じる問題として「ペットを最後まで飼わない人がいる」「捨てられる犬や猫が多い」などの意見が、また、他人がペットを飼うことで迷惑と感ずることとして、「散歩をしている犬のふんを放置したままの飼い主のマナーの悪さ」「犬の放し飼い」「鳴き声がうるさい」「猫がやってきておしっこをしていく」などの意見が多かったとの結果が出ています。

平成12年度中に市に寄せられた苦情でも、「放し飼い」や「鳴き声」「ふんの放置」などが全体の約37%を占め、大きな地域問題であるとともに、飼い主の責務が問われているのが現状です。

飼い主の責務とは、動物の本能や習性を理解し、健康や安全の管理を行い、他人の生命や財産を犯すことなく、また、迷惑を及ぼすことのないように努

**ペットを飼う前に**

**飼い主としての心構えをチェック！**

- 一時的な感情でペットが欲しいと思っているのなら、ちょっと待って。
- ペットはおもちゃやアクセサリではありません。飼う私たち人間にはさまざまな責任があります。あなたは大丈夫？
- 毎日の世話や散歩ができますか？
- 犬や猫は10年以上生きています。終生飼育続けられますか？
- 旅行や外出が制限されます。覚悟はできていますか？
- 飼育する環境は整っていますか？
- 首輪やケージ、犬小屋、食器などの用意はできていますか？
- 避妊や去勢手術をしますか？
- 食費や予防接種などの経費は大丈夫ですか？
- 根気と愛情を持ってしつけができますか？
- 隣近所に迷惑をかけないように飼えますか？